

水戸市農業振興地域整備促進協議会次第

日 時 令和2年4月27日(月)
午前10時00分
場 所 本庁舎7階 全員協議会室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 新委員紹介
- 4 副会長互選
- 5 議 事

議案第1号 水戸農業振興地域整備計画の総合見直し
について

- 6 その他
- 7 閉 会

水戸市農業振興地域整備促進協議会委員名簿

任期 平成30年12月26日から令和2年12月25日まで

	役員名	氏 名	所属役職名
1	副会長	大津 亮一	水戸市議会産業水道委員会委員長
2		森 正慶	水戸市議会産業水道委員会副委員長
3		鹿倉 よし江	水戸市都市計画審議会委員
4		雨谷 克己	水戸市認定農業者会会長
5		楢崎 ひろ子	水戸市農業・農村男女平等参画事業推進会議会長
6	副会長	八木岡 努	水戸農業協同組合代表理事組合長
7	会 長	笹沼 恭一	水戸市農業委員会会長
8		根本 太濤	水戸市農業委員会会長代理
9		渡邊 隆文	水戸市農業委員会会長代理
10		江橋 健男	水戸市農業委員会東部地区対策班長
11		皆川 晃	水戸市農業委員会中部地区対策班長
12		大圖 金雄	水戸市農業委員会西部地区対策班長
13		市村 正司	水戸市農業委員会東部地区対策副班長
14		今関 征一	水戸市農業委員会中部地区対策副班長
15		関 成一	水戸市農業委員会西部地区対策副班長
16		西溪 一男	那珂川沿岸土地改良区常務理事
17		雨澤 誠	那珂川統合土地改良区理事長
18		立原 昇	中妻地区土地改良区理事長
19		鈴木 將一	千波湖土地改良区理事長
20		大津 洋司	飯富土地改良区理事長
21		石川 丈幸	常北土地改良区副理事長
22		雨谷 卓美	渡里台地土地改良区理事長
23		播田実 俊一	播田実地区土地改良区理事長
24		大津 長松	飯富岩根那珂西土地改良区理事長

水戸農業振興地域整備計画の総合見直しについて

1 水戸農業振興地域整備計画の総合見直しの経緯について

農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」）において、県農業振興地域整備基本方針の変更、もしくは農業振興地域の区域変更により、おおむね5年ごとに行う基礎調査の結果、または経済事情の変動その他情勢の推移により、必要が生じた場合には、市農業農振地域整備計画を変更（いわゆる「総合見直し」）する、とされている。

前回（平成24年度）の総合見直しより7年が経過し、平成29年9月に県農業振興地域整備基本方針が変更されたことを踏まえ、平成30年度に総合見直しの作業に着手した。

市第6次総合計画及び市農業基本計画（第4次）との整合を図るとともに、地域の諸条件を考慮し、長期的観点から、総合見直しを行う。

2 水戸農業振興地域整備計画（見直し案）の構成及び内容について

- (1) 農振法第8条の規定に基づき、第1から第9までで構成した。
- (2) 水戸市農業基本計画（第4次）に基づいた内容とした。

第1 農用地利用計画

- ・農用地区域の設定方針に基づき、現況農地7,235haのうち約4,529haを農用地区域に指定
- ・農業振興地域を現計画と同様に7地区・9区域に分け、地区ごとに農用地等の利用を構想

地区	区域	主な大字
那珂川上流域	A	藤井町，岩根町，飯富町，上・下国井町，田谷町，渡里町，柳河町，上・中河内町，青柳町，吉沼町，西・東・坏・中大野
台地部	B	加倉井町，金谷町，大塚町，飯島町，河和田町，萱場町，見川町，小吹町，平須町，笠原町，酒門町，元石川町
都市部	C	堀町，中丸町
山間部	D	全隈町，木葉下町，谷津町，開江町
那珂川下流域	E	下大野町，小泉町，川又町，平戸町，塩崎町，栗崎町，東前町，大串町，島田町，
潤沼川流域	F	大場町，森戸町，下入野町，秋成町
内原地区	G・H・I	旧内原町

第2 農業生産基盤の整備開発計画

- ・ほ場整備等の生産基盤の整備・開発の方向及び計画について
(市農業基本計画（第4次）基本施策2-2等を要約して記載)

第3 農用地等の保全計画

- ・農用地等の保全の方向及び保全のための活動について
(市農業基本計画（第4次）基本施策2-1，6-2等を要約して記載)

- 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画
・誘導方向及び促進を図るための方策について
(市農業基本計画(第4次)基本施策1, 基本施策2等を要約して記載)
- 第5 農業近代化施設の整備計画
・農業近代化施設等の整備に向けた支援事業等について
(市農業基本計画(第4次)基本施策2-3等を要約して記載)
- 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画
・新規就農者等の担い手の育成・確保に向け, 支援事業等について
(市農業基本計画(第4次)基本施策1-1等を要約して記載)
- 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画
・農業従事者の安定的な収入確保に向けた方策等について
(市農業基本計画(第4次)基本施策3を要約して記載)
- 第8 生活環境施設の整備計画
・農村地域における生活環境向上のための施設(農業集落排水事業)について
(市農業基本計画(第4次)基本施策6-1等を要約して記載)

3 主な見直し点について

- (1) 農用地区域の設定方針に基づき, 農用地を編入・除外した。
(除外した土地)
・道路や排水事業等の公用公共施設の整備地・・・約7.9ha
・周辺の農地から分断された農地・・・・・・・・約2.8ha
・山林等の復旧の見込みのない荒廃農地・・・・・・・・約0.8ha
・錯誤により農用地となっていた土地・・・・・・・・約30.3ha
(編入した土地)
・土地改良施設用地・・・・・・・・約3.3ha
- (2) 市第6次総合計画及び市農業基本計画(第4次)との整合を明確化した。

地域指定年月日	1971（昭和46）年 3月 15日
計画策定年月日	1972（昭和47）年 9月 1日
計画見直し年度	1976（昭和51）年度
	1981（昭和56）年度
	1987（昭和62）年度
	1994（平成6）年度
	2004（平成16）年度
	2012（平成24）年度
	2020（令和2）年度

水戸農業振興地域整備計画書（案）

令和2年 月

茨城県水戸市

目 次

	ページ
第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	3
ア 農用地等利用の方針	3
イ 用途区分の構想	4
2 農用地利用計画	別記
第2 農業生産基盤の整備開発計画	9
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	9
2 農業生産基盤整備開発計画	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連	10
第3 農用地等の保全計画	11
1 農用地等の保全の方向	11
2 農用地等の保全のための活動	11
3 森林の整備その他林業の振興との関連	11
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	12
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	12
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	12
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	13
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	13
(1) 地域農業生産体制の整備	13
(2) 農用地利用集積及び農作業の受委託促進対策	13
第5 農業近代化施設の整備計画	14
1 農業近代化施設の整備の方向	14
2 農業近代化施設整備計画	14

第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	15
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	15
2	農業を担うべき者のための支援の活動	15
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	17
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	17
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	17
第8	生活環境施設の整備計画	19
1	生活環境施設の整備の目標	19
2	生活環境施設整備計画	19
3	森林の整備その他林業の振興との関連	19
第9	付図	20
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3	生活環境施設整備計画図（付図3号）	
別記	農用地利用計画	21
(1)	農用地区域	21
	ア 現況農用地等に係る農用地区域	21
	イ 現況森林，原野に係る農用地区域	65
(2)	用途区分	66

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、茨城県の中央からやや東部に位置し（東経 140 度 28 分，北緯 36 度 21 分），首都東京から北東に約 100 km の距離にあり，市域の北側は那珂川を隔てて，ひたちなか市，那珂市に，東側は大洗町に，南側は茨城町に，西側は笠間市，城里町に接している。

気候は，夏は高温多湿で冬は乾燥して晴天の続く，いわゆる太平洋岸式気候であり，年間平均気温 14 度前後，年間平均降水量 1,300 mm 程度と比較的自然条件に恵まれた地域である。

交通は，市の中央部を東西に J R 常磐線が横断し，水戸駅は，水戸線，水郡線，大洗鹿島線の起点として重要な役割を持っている。主要道路は，東南部を横断する国道 6 号線を軸に，国道 50 号，51 号，118 号，123 号，245 号，349 号の 6 路線が伸び，近県主要都市を結んでいる。又，東部を横断している北関東自動車道路と西北部を縦断している常磐自動車道路は首都圏と直結し，本市と都心を 1 時間余りで結んでいる。

人口は，2019(令和元)年現在 269,661 人で，近年の人口は，2016(平成 28)年の 271,047 人をピークにおおむね 27 万人前後で推移している。農業従事者は，2015(平成 27)年現在 3,788 人で，10 年間で約 40% と大きく減少しており，特に，年齢構成については，60 歳以上の割合が 83.1% と 10 年間で 8.6 ポイント増加しており，高齢化が進んでいる。

土地利用は，農地と山林を合わせ 10,981ha と全体の約 51% を占め，比較的緑の多い都市であることをうかがわせる。農地は宅地化や耕作放棄地による荒廃化等により減少傾向にある。

このうち，農業振興地域の範囲は，東西およそ 24 km，南北およそ 18 km で，市の行政面積 21,732ha のうち，都市計画法に基づく市街化区域，国有林野，一部のゴルフ場用地，県立あすなろの郷を除く 16,960ha の区域となっている。農業振興地域内の土地利用の状況としては，農地の減少が進んでおり，今後とも，農地以外への土地利用転換の需要が増加するものと見込まれる。

このような情勢の中，農業行政の推進においては，水戸市第 6 次総合計画一みと魁プランーや水戸市農業基本計画（第 4 次）に基づく施策を展開しているところである。これらを踏まえ，優良農地の集積化や集約化等の農業振興施策の展開に資する計画的な土地利用を推進する。

■ 農業振興地域内の土地利用の状況及び構想

区分 年次	農地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
現在 2019年 (令和元年)	7,235	42.7	39	0.2	3,291	19.4	1,905	11.2	42	0.3	4,448	26.2	16,960	100.0
将来 2029年 (令和11年)	6,835	40.3	41	0.2	3,141	18.5	1,985	11.7	42	0.3	4,916	29.0	16,960	100.0
増減	△400		2		△150		80				468			

資産税課，農政課，農業委員会の資料から推計

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある現況農地 7,235ha（令和元年 12 月現在）のうち，①～③に該当する農用地等約 4,529ha について，農用地区域を設定する方針である。

- ① 集団的に存在する農地の規模が 10ha 以上の一団の農地，若しくは，10ha 以下であっても農作業の効率性等の面から優良な農地
- ② 土地改良事業等の区域内で，良好な営農条件を備えている農地
- ③ 上記①及び②以外で，農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため，その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある土地改良施設のうち，(ア)において農用地区域を設定する方針とした農地に介在又は隣接するものであって，一体的に保全する必要があるものについて，農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある農業用施設用地のうち，(ア)において農用地区域を設定する方針とした農地に介在又は隣接するものであって，一体的に保全する必要があるものについて，農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林，原野等についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある現況森林・原野等のうち，(ア)において農用地区域を設定する方針とした農地に介在又は隣接するものであって，一体的に保全する必要があるものについて，農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農業の経営基盤である農地は、食料の安定供給のために不可欠な資源であるとともに、農業生産が行われることによる多面的な機能を有しており、市民にとって貴重な財産として守っていく必要がある。一方、都市化が進み農業従事者の減少が進む本市においては、農用地面積の増加を図ることが困難となってきた。

農業従事者の高齢化と減少が急速に進む中、限られた担い手においても、安全で安心な農産物を安定的に供給し、農業の持つ多面的機能により市民に安心で快適な環境を提供する生産活動が継続されるよう、農地の集積・集約、スマート農業等による経営の規模拡大を推進しているところである。

農地の約70%を占める田については、需要に応じた米生産に必要な支援策を講じながら、土地の条件に応じて規模拡大に必要な基盤整備等を進め、「農地の集積による大規模化」を目指す。

畑地については、農業産出額の約30%を占める野菜や、かんしょをはじめとするいも類等が栽培されており、多様な生産者により多数の品目が生産されている。このため、引き続き、消費者のニーズに応じた少量多品目の生産を継続するとともに、今後は所得拡大が期待される特定の品目の生産力の強化も必要であることから、畑地基盤整備によるほ場の大区画化や、施設園芸化により、「大量生産品目、及び少量多品目の生産を両輪とする生産力の強化」を目指す。

これらの取組を進める上で農用地区域については、その維持を図ることとする。

■ 農用地等利用の状況及び構想

単位：h a

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森 林 原 野 等
	現在 2020年 (令和 2年)	将来 2029年 (令和 11年)	増減	現在 2020年 (令和 2年)	将来 2029年 (令和 11年)	増減	現在 2020年 (令和 2年)	将来 2029年 (令和 11年)	増減	現在 2019年 (令和 元年)	将来 2029年 (令和 11年)	増減	現在 2020年 (令和 2年)	将来 2029年 (令和 11年)	増減	
A区域 那珂川上流域	1,241	1,239	△2	—	—	—	—	—	—	1	1	—	1,242	1,240	△2	—
B区域 台地部	832	830	△2	—	—	—	—	—	—	4	5	1	836	835	△1	—
C区域 都市部	51	50	△1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51	50	△1	—
D区域 山間部	173	171	△2	24	24	—	—	—	—	2	2	—	199	197	△2	—
E区域 那珂川下流域	814	812	△2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	814	812	△2	—
F区域 澗沼川流域	351	350	△1	—	—	—	—	—	—	1	1	—	352	351	△1	—
G・H・I区域 内原地区	1,033	1,026	△7	—	—	—	—	—	—	2	3	1	1,035	1,029	△6	—
計	4,495	4,480	△17	24	24	—	—	—	—	10	12	2	4,529	4,514	△15	—

付図1号 土地利用計画図 別添

イ 用途区分の構想

(1) 那珂川上流域（A区域）

那珂川上流域に展開される水田については、平坦で団地性に優れており、概ねほ場整備は完了し農業近代化の基盤は整っている。今後は、用排水の改良、水田の汎用化、区画の拡大、農道の整備等、再ほ場整備を進めながら農地の有効利用を図るとともに、認定農業者等の意欲ある担い手農家を中心とする大規模経営体の育成と合わせて土地利用型農業の基盤をつくり、農地の有効利用を図る。

畑については、一部再ほ場整備したものの、営農に支障をきたしているほ場もあり整備の必要がある。この地域は、本市の重要な野菜生産地域であるので、ほ場の整備、用水施設、農道整備等を推進し、認定農業者等の意欲ある担い手農家を中心とする大規模経営体の育成と合わせ、本市における野菜生産の基盤とする。

■ A区域内の主な農用地等のまとめりと状況

	場 所	面積	状 況
A-1	上国井町の台地に広がる田	約 50ha	ほ場整備が完了し、機械化による省力化に十分対応でき得る条件を備えている。
A-2	田谷町地内の農地	約 88ha	ほ場整備が完了している。
A-3	県道長沢水戸線から小場江堰用水路の間に広がる田	約 176ha	田谷町内では、ほ場整備が完了し、下国井町内では、一応の区画整理が完了している。田谷町外では、ほ場整備が完了しているが、区画は狭く、全般に用排水不良である。
A-4	上国井町阿川水戸内地区の農地	約 38ha	ほ場整備が完了している。
A-5	下国井町下柳山の農地	約 13ha	荒廃農地が見られる。
A-6 A-7 A-8	柳河地区に開けた農地 232ha のうち田	約 142ha	水利、土壌、団地性の条件はともに優れ、田としてのほ場整備が完了し、機械化による省力化の条件を備えている。
A-7	柳河地区那珂川堤防左堤に添って広がる農地	約 99ha	平坦で広域な畑地帯であり、ほ場整備も完了している。
A-9 A-12 A-13	飯富地区の台地に広がる農地	約 180ha	平坦で広域な畑地帯であり団地性も有する。
A-10	西田川流域に属する農地	約 44ha	約 25ha の田については、ほ場整備が完了している。
A-11	飯富・岩根地区那珂川右岸に広がる農地	約 214ha	平坦で広域な地帯であり、田としてのほ場整備と畑としての再ほ場整備が完了している。
A-14	渡里町坏渡里地内の田	約 15ha	ほ場整備が完了し、水利も安定確保され団地性も有する。
A-15 A-16	上大野地区桜川右岸の田	約 22ha	水利の条件、土壌条件とも優れている。
A-17 A-18	中大野地区那珂川流域から国道 51 号線にまたがる田	約 170ha	平坦で広域な水田地帯であって、既にはほ場整備は完了している。大部分は再ほ場整備により大区画化が行われ、水利、土壌、団地性に優れている。

(2) 台地部 (B 区域)

桜川流域に展開される中妻地区土地改良区に属する水田については、ほ場整備が完了している。今後は用排水の改良、水田の汎用化、区画の拡大、農道の整備等再ほ場整備を進めながら農地の有効利用を図り、認定農業者等の意欲ある担い手農家を中心とする大規模経営体の育成と合わせ、省力化された農業の基盤を作る。また、その他の未整備水田についても、ほ場の整備を推進し、農地の有効利用を図る。

畑については、認定農業者等の意欲ある担い手農家による施設園芸等の経営体の育成を図り、野菜生産の基盤とする。

■ B 区域内の主な農用地等のまとめりと状況

	場 所	面積	状 況
B-1 B-2 B-3	上中妻地区の国道 50 号線沿い、常磐線の両側および常磐自動車道の両側に広がる農地	約 288ha	平坦で広域な水田地帯であり、ほ場整備は完了しているが、水利条件が悪く区画は小さい。
B-4	河和田町弁天地内の農地	約 33ha	大部分は、平坦で水利条件、団地性もある畑地帯である。
B-5	萱場町主要地方道玉里水戸線沿いの農地	約 30ha	田として利用されているが、水利条件が悪く不整形で収量も低い。
B-6	河和田町丹下地内にある農地	約 33ha	大部分が田として利用されており、平坦で概して区画も大きい。
B-7 B-8	小吹町地内から平須町地内に広がる農地	約 184ha	平坦で約 45ha はほ場整備は完了しており、一部は機械化に対応する条件を備えているが、田、畑、陸田等が混在し効率的な土地利用を困難にしている。
B-9	笠原町地内主要地方道水戸神栖線沿いに広がる農地	約 18ha	田としてほ場整備が完了しているが、平坦ではあり、立地条件が良いことから住宅等が多く建てられ、団地性に欠けている。
B-10 B-11	酒門地区大和田、西割、千束地内に広がる農地	約 143ha	平坦で広域な陸田を含む水田地帯であって団地性にも優れ、一部は基盤整備が完了しているが、ほとんどが不整形で農道も狭い。
B-12	元石川町三角地内の農地	約 48ha	平坦な陸田と畑地帯であって団地性にも優れているが、水利に乏しい。
B-13 B-15	元石川町小仲根、江東地内の農地	約 32ha	畑として利用されているが傾斜地は区画が小さい。
B-14	石川川流域の田	約 23ha	ほ場整備は完了しているが、区画は小さい。

(3) 都市部 (C区域)

堀町地内の水田については、ほ場整備が済んでおり、今後は、用水管理の合理化や水田の汎用化を進めながら、農地の有効利用を図る。

■ C区域内の主な農用地等のまとめりと状況

	場 所	面積	状 況
C-1	堀町地内の農地	約 51ha	田としての整備が完了し、渡里用水の導入により水利も安定供給されている。

(4) 山間部 (D区域)

水田については、大部分が谷津田で生産性も低いため、今後は、用排水や農道の整備等を進めて農地の有効利用を図る。

畑については、森林公園を核とした観光果樹農業の推進を図る。

■ D区域内の主な農用地等のまとめりと状況

	場 所	面積	状 況
D-1	全隈町高根地区の丘陵地間に帯状に入り込んだ農地	約 13ha	谷津田で水利条件が悪く、田・畑が混在している。
D-2	成沢町地内主要地方道水戸茂木線の両側に広がる農地	約 29ha	畑作地帯となっている。
D-3	山根地区前沢地内主要地方道石岡城里線沿いの農地	約 7ha	畑として利用されているが、傾斜地が多く未整備である。
D-4 D-5 D-6 D-9	木葉下、谷津、全隈町地内に広がる農地	約 90ha	丘陵地間に帯状に存在する谷津田で、水利の条件が悪く生産性も低い。
D-7 D-8	開江町地内に広がる田	約 26ha	ほ場が狭く、生産性も低い。
D-10	田野川流域に属する田	約 33ha	谷津田的などところが多く、生産性も低い。

(5) 那珂川下流域 (E区域)

那珂川下流域及び涸沼川下流域に展開される水田については、平坦で広域な水田地帯を形成しており、一部再ほ場整備も済み、大区画化が図られ農業近代化の基盤は整っている。今後も、用排水の改良、水田の汎用化、区画の拡大、農道の整備等、再ほ場整備を進めながら農地の有効利用を図り、認定農業者等の意欲ある担い手農家を中心とする大規模経営体の育成を推進し、土地利用型農業の基盤をつくる。

畑については、水田に介在する畑を除いては、ほ場整備が進展していないため、ほ場整備や農道、水利施設等を整備し有効利用を図る。

■ E 区域内の主な農用地等のまとめりと状況

	場 所	面積	状 況
E-1	国道51号の北部及び那珂川下流域に広がる平坦な農地	約521ha	田としては場整備が完了している。一部地域は再ほ場整備により大区画化が行なわれているが、地域によっては区画が狭く、排水条件が悪い地域もある。
E-3	那珂川と涸沼川の合流部の平坦な農地	約61ha	約1/2ではほ場整備が完了している。
E-4	島田町国道51号線沿いに広がる農地	約209ha	ほ場整備が完了し、今後の田畑輪換及び大型機械の利用を可能にする条件を備えている。
E-5	栗崎町地内国道51号の南部に細長く伸びる農地	約17ha	約1/2は汎用化して既に用排水等の条件整備が整っている。残り約1/2は用排水の便が悪く排水不良の湿田であり大型機械の導入を困難にしている。
E-6	大串町地内国道51号の西部に位置する洪積台地の平坦な農地	約6ha	陸田が約1/2、畑が約1/2の利用がなされている。

(6) 涸沼川流域 (F 区域)

石川川、高野池を水源とする水田は、平坦で団地性にも優れており、ほ場整備はほぼ完了している。従って今後は、用排水対策、農道の整備等の条件整備を進めながら、農地の有効利用を図るとともに、認定農業者等の意欲ある担い手農家を中心とする大規模経営体の育成を推進し、土地利用型農業の基盤をつくる。

畑については、主として台地に広がっている。今後は、ほ場、農道、水利施設を整備し有効利用を図る。

■ F 区域内の主な農用地等のまとめりと状況

	場 所	面積	状 況
F-1	石川川下流域の平坦な用地	約260ha	大部分は田であるが、用水源が不安定等の課題がある。
F-2	県道下入野水戸線沿いにある農地	約15ha	畑であるが、水稻（陸田）が混在し、効率的な土地利用を困難にしている。
F-3	森戸、下入野町地内主要地方道内原塩崎線の南部に広がる農地	約75ha	水稻（陸田）と普通畑の混在し、効率的な土地利用のを困難にしている。耕地の分散、農道の狭あい等にも課題がある。

(7) 内原地区 (G・H・I 区域)

内原地区の水田については、平坦で広域な水田地形を形成しており、ほ場整備も完了している。今後は、大区画化、用排水の改良等再ほ場整備を進め、認定農業者等の意欲ある担い手農家を中心とする大規模経営体の育成を推進し、土地利用型農業の基盤をつくる。

畑については、未整備の地域が多いので、ほ場整備や農道、水利施設等を整備し有効利用を図る。

■ G・H・I 区域内の主な農用地等のまとめりと状況

	場 所	面積	状 況
G	常磐線の北側に広がる農地	約 234ha	田はほ場整備が完了しており、機械化による省力化に対応できる条件にある。畑の大部分はほ場整備が行われていない。
H	常磐線の南側で常磐自動車道の西側に広がる農地	約 306ha	田はほ場整備が完了しており、ブロックローテーションによる農地の団地化が行なわれている。
I	常磐自動車道の東側および主要地方道水戸岩間線の両側に広がる農地	約 493ha	田はほ場整備が完了しており、機械化による省力化に対応できる条件にある。畑は施設園芸が盛んな地域であるが、田・畑が点在し、ほ場整備も行われていない。

2 農用地利用計画

別記のとおり

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農地には、生産効率の悪いほ場が多く残されており、少数の担い手が大きな面積で経営を行う本市の農業の目指す姿に向けては、大規模経営に適した基盤や条件の整備が重要となる。

生産性の高い農業を実現するため、排水機能の改善、安定した用水の供給、効率的な作業環境の確保など、地域の特性に応じ、農業生産基盤の整備を図る。

■ 主な取り組み

項目	内容
国営緊急農地再編事業	・ 茨城中部地区 (令和7年までの全計画面積 359haのうち、田 349ha)
県営畑地帯総合整備事業	・ 飯富岩根地区 (畑 110ha) ・ 柳河地区 (畑 91ha)
県営ほ場整備事業の推進	・ 内原地区 (田 100ha, 畑 110ha)
農業用水・排水・道路の整備	・ 国営那珂川沿岸農業水利事業 ・ 県営湛水防除事業 ・ 県営経営体育成基盤整備事業 ・ 排水路整備 ・ ため池整備 ・ 農道整備

「水戸市農業基本計画（第4次）後期計画」（令和元年策定）による

2 農業生産基盤整備開発計画

区画整理等の農業生産基盤整備については、排水機能の改善、安定した用水の供給、効率的な作業環境の確保による生産力の高い農業の実現に向けて、次表に掲げる地区において、土地改良区、関係機関等と調整を図りながら推進していく。

■ 農業生産基盤整備事業

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
区画整理	区画の整理, 拡大	大串・下大野 E-1	142 ha	1	国営緊急農地再編整備事業
区画整理	区画の整理, 拡大	大野 A-18, E-1	18 ha	2	国営緊急農地再編整備事業
区画整理	区画の整理, 拡大	川又・小泉 E-1, E-3	96 ha	3	国営緊急農地再編整備事業
区画整理	区画の整理, 拡大	島田 E-4	32 ha	4	国営緊急農地再編整備事業
区画整理	区画の整理, 拡大	塩崎 E-4	35 ha	5	国営緊急農地再編整備事業
区画整理	区画の整理, 拡大	上国井 A-1	37 ha	6	国営緊急農地再編整備事業
区画整理	区画の整理, 拡大	飯富岩根 A-11	84 ha	7	県営畑地帯総合整備事業
区画整理	区画の整理, 拡大	柳河 A-7	89 ha	8	県営畑地帯総合整備事業
区画整理	区画の整理, 拡大	三原 E-1	55 ha	9	県営経営体育成基盤整備事業
区画整理	区画の整理, 拡大	萱場 B-5	21 ha	10	県営経営体育成基盤整備事業
区画整理	区画の整理, 拡大	柳河中部 A-6	76 ha	11	県営経営体育成基盤整備事業
区画整理	区画の整理, 拡大	藤井町 A-9, A-10	50 ha	12	県営経営体育成基盤整備事業
区画整理	区画の整理, 拡大	下国井 A-3	60 ha	13	県営経営体育成基盤整備事業

付図2号 農業生産基盤整備開発計画図 別添

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市における森林面積は、3,061haと市域の面積の15.1%を占めており、所有形態では民有林2,881haとなっている。

森林は、木材等の林産物を提供するばかりでなく、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、保健・文化・教育の場の提供等多面的機能を有しているので、整備と保全に努める。

本市における林業については、産業として見るとき、その占める割合は極めて小さいと言える。しかし、森林の果たしている役割に応じた機能を十分に発揮させるため、今後も効率的、効果的に整備を進める必要がある。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

都市化の進展と農業者の高齢化による減少が進むなか、農地法に基づく農地の適正な利用を図り、優良農地を確保するとともに、農地の流動化を図り、規模拡大を希望する意欲的な担い手に農地を集積し、農地の利用を促進することにより、耕作放棄地の解消に努める。

また、景観形成や自然環境の保全のためには、農地が農地として維持されることが重要であり、農地の法面の草刈りや水路の泥上げ等農地の保全のための共同作業等が継続できるよう、集落の活動を支援する。

■ 主な取り組み

項目	内容
優良農地の維持・保全	・農業振興地域整備計画に基づく農用地の適正管理
農地の流動化促進	・農用地利用集積計画の推進 ・農地中間管理事業の推進
耕作放棄地対策	・農地の利用状況調査（農地パトロール）の実施 ・遊休農地所有者への適正な利用及び利用意向調査の実施 ・再生可能な農地の農地中間管理事業を活用した担い手への集積・集約化の推進

「水戸市農業基本計画（第4次）後期計画」（令和元年策定）による

2 農用地等の保全のための活動

農地を良好な状態で保全するため、農地中間管理事業、人・農地プランの実質化などにより、認定農業者等意欲ある担い手農家への農地の集積・集約を促進し、遊休農地や耕作放棄地の発生抑制を図るとともに、荒廃農地等を活用したかんしょ生産農地確保の取組を支援する。また、農業委員会との連携を図り、農地法に基づく農地の適正管理の指導に努める。

また、景観形成や自然環境の保全のための共同作業等が継続できるよう、多面的機能支払交付金を活用し、集落の活動を支援する。

■ 主な支援事業

事業の種類	事業の概要	活動地区	活動面積	備考
多面的機能支払制度	・農業の多面的機能維持のための活動 ・農村地域の生活環境の向上 ・農地の維持保全	50 地区 2019 年度 (令和元年度)	2,153 ha 2019 年度 (令和元年度)	多面的機能支払交付金事業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

水戸市森林計画に基づき、森林の整備と保全に努める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

認定農業者を効率的かつ安定的な農業経営者の育成施策の中心に位置づけ、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づく経営改善計画の達成を目指す。

■ 農業経営の指標

	基本的営農類型	経営規模	作目構成	戸数	農業従事の態様等
個別経営体	普通作	水田 1,500 a	水稲 900 a 飼料用米 600 a 作業受託 500 a	—	休日制の導入
	露地野菜 (葉菜類)	水田 150 a 畑 450 a	キャベツ 150 a ハクサイ 150 a 夏ネギ 100 a トウモロコシ 50 a 水稲 100 a	—	休日制の導入 農繁期臨時雇用の確保
	露地野菜 (果菜類+水稲)	水田 300 a 畑 140 a	ナス 30 a ニンジン 80 a ニラ 30 a 水稲 200 a	—	休日制の導入 農繁期臨時雇用の確保
	露地野菜 (根菜類+加工+水稲)	水田 450 a 畑 400 a	食用カンショ 150 a 加工用カンショ 250 a 水稲 300 a	—	休日制の導入 農繁期臨時雇用の確保
	露地野菜 (根菜類)	水田 150 a 畑 250 a	ゴボウ 100 a ナガイモ 50 a 夏ネギ 100 a 水稲 100 a	—	休日制の導入 農繁期臨時雇用の確保
	施設野菜 (キュウリ+水稲)	水田 450 a 畑 25 a	キュウリ(半促成) 25 a キュウリ(抑制) 25 a 水稲 300 a	—	休日制の導入 常時雇用の確保
	施設野菜 (イチゴ)	水田 60 a 畑 20 a	イチゴ 40 a 水稲 40 a	—	休日制の導入 農繁期臨時雇用の確保
	施設花き	畑 30 a	ガーベラ 30 a	—	休日制の導入 常時雇用の確保
	果樹	果樹園 200 a	ナシ 100 a リンゴ 100 a	—	休日制の導入 農繁期臨時雇用の確保
	畜産 (養豚)	水田 180 a	肥育豚 1,200頭 種雄豚 5頭 種雌豚 60頭 水稲 120 a	—	休日制の導入
	畜産 (酪農)	水田 150 a 飼料畑 500 a	乳牛(経産牛) 40頭 乳牛(育成牛) 30頭 水稲 100 a	—	休日制の導入 ヘルパー制度の活用
	畜産 (肥育牛)	水田 150 a	肥育牛(成牛) 60頭 肥育牛(育成牛) 70頭 水稲 100 a	—	休日制の導入
経営組織	普通作	水田 4,500 a	水稲 2,500 a 飼料用稲 500 a 大豆 1,000 a 作業受託 1,000 a	—	休日制の導入

市策定「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(平成28年改訂版)による

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づく経営改善計画の達成に向けては、農地中間管理事業、人・農地プランの実質化などにより生産の基盤である優良農地の集積・集約を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 地域農業生産体制の整備

効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の確保・育成に努めるとともに、農家と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にしつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持を図る。

また、水戸市農業公社において、茨城県県央農林事務所経営普及部門の支援・協力を受けながら、農業経営改善計画の認定を受けようとする農家や生産組織等を対象とした経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等について、指導や研修会の開催等を行う。

(2) 農用地利用集積及び農作業の受委託促進対策

農用地の利用集積、農作業の受委託の推進にあたっては、農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を中心に進める。このため、人・農地プランの実質化に取り組み、農業委員及び農地利用最適化推進委員をはじめ、土地改良区、農地中間管理機構、県等関係機関と連携を図りながら利用集積を進める。

作業の受委託については、水戸市農業公社の作業受託機能の充実を図るとともに、地域の担い手である集落営農組織等が受託する場合においても、農業公社との連携を図りながら、これを促進する。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農業従事者の高齢化と減少が進む本市においては、少数の担い手が大きな面積で経営を行う経営の大規模化が不可欠である。このため、品目ごとに必要と考えられる施設の導入を支援するとともに、既存の施設をより効率的・効果的に活用していく。また、急速に規模拡大を目指す農家個人や新規就農者における機械等整備による経営上の負担を軽減するため、農業公社の機械リース事業など共同利用も推進する。

■ 本市農業における農業経営の種類等の項目別の目指す姿

経営 類型	水田農業	農地の集積による大規模化
	畑作農業	大量生産品目、及び少量多品目の生産を両輪とする、大規模化・施設園芸化などによる生産力の強化
	畜産	高品質な畜産物の生産力と資源循環機能の強化
加工・販売・流通		大量生産品目の市場出荷、及び少量多品目の直売を両輪とする、販売・価格形成力の強化

「水戸市農業基本計画（第4次）後期計画」（令和元年策定）による

2 農業近代化施設整備計画

高い生産性と、省力・低コストによる効率的な農業経営に向け、生産規模に適した農業機械等の整備や、天候の影響をうけにくく集約的な施設園芸を推進するため、施設等整備の支援事業を行う。

■ 主な取り組み

項目	内容
強い農業・担い手づくり総合支援事業	農業生産施設・機械等の整備支援
儲かる園芸農業支援事業	園芸作物の生産施設・機械等の整備支援
農業機械リース事業	共同利用機械の利用促進
儲かる水田農業支援事業	土地利用型作物の生産施設・機械等の整備支援

「水戸市農業基本計画（第4次）後期計画」（令和元年策定）による

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

市内に所在する、鯉淵学園農業栄養専門学校、及び専修学校 日本農業実践学園との連携により、農業を担うべき者の確保・育成に努める。

また、市ふるさと農場では農業への興味を育み、就農へのきっかけにつながる農業体験を推進する。

■ 主な取り組み

項目	内容
新規就農者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none">・ 農業次世代人材投資資金等，国・県の助成制度による支援・ 市内の農業教育機関と連携した就農人材の確保育成・ 市内の先進農家等と連携した研修の推進・ 新・農業人フェア等就農者募集イベントへの参加による新規就農希望者の確保・ 定年退職者等，中高齢者の就農人材の確保・ 市農業公社や農業委員会と連携した農地のあっせん・ 県・JA水戸等と連携した営農指導の実施
農業体験の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 小中学校における農業体験事業の支援（アグリメイトいきいき農業体験事業）・ ふるさと農場における農業体験の実施・ 農業技術センターにおける収穫体験の実施・ 市内で実施される各種農業体験の情報発信

「水戸市農業基本計画（第4次）後期計画」（令和元年策定）による

2 農業を担うべき者のための支援の活動

新規就農者が安定して営農継続できるように，国の農業次世代人材育成投資資金や，市独自の就農スタートアップ支援事業により，就農初期の経営が不安定な時期における資金助成等の支援を行うとともに，関係機関等と連携し，農地の確保や技術指導，営農相談などの就農定着に向けた支援を行う。

また，市独自の支援策における対象年齢を拡大し，若い世代の就農者だけでなく，中高齢の新規就農者の確保に努める。

さらに，国の地域おこし協力隊制度を活用し，就農，移住を望む新規就農者の確保・定着を図る。

■ 農業就業者育成・確保施設

	施設の名称	施設の内容	事業主体
就農支援施設	専修学校日本農業実践学園	農用地, 農産加工施設, 直売所 等	公益社団法人
就農支援施設	鯉淵学園農業栄養専門学校	農用地, 農産加工施設, 直売所 等	公益財団法人
農作業体験施設	水戸市ふるさと農場	区画農園 等	水戸市

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

販売農家の減少が進む本市においては、農家の後継者以外にも、新たな就農を希望する幅広い年齢層の担い手を確保し、プロフェッショナル農家として育成していくことが必要である。

市内農家へのアンケートによると、農地を貸す場合には、地域の担い手となる個人農家や集落営農組織に貸したいとする回答が多く、農地を集積する際の大規模経営の主体としては、市外からの企業参入などではなく、地域に根差した農業者等が望まれている。

これらのことから、市農業基本計画（第4次）において、本市農業の担い手について、「多様な担い手の積極的な確保・育成と定着化」を目指すこととしている。

■ 本市の農家数（主副業別）とその役割

認定農業者	253 経営体	
販売農家（主業農家） （認定農業者を含む）	337 戸	
販売農家（準主業農家）	656 戸	
販売農家（副業農家）	1,644 戸	
自給的農家	1,606 戸	

（認定農業者数は2018（平成30）年値。その他は2015（平成27）年値。）

「水戸市農業基本計画（第4次）後期計画」（令和元年策定）による

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農畜産物の価格低迷が続くなか、農業者の所得向上を図るためには、農業者が農畜産物の加工、流通、販売等に取り組み、付加価値の向上分を所得に取り入れる6次産業化、消費者に選んでもらうための農畜産物のブランド化、経営の安定化を図るための価格安定制度や農業共済制度農業などの推進が重要である。

そこで、農業の6次産業化の取り組みや農畜産物のブランド化を推進するとともに、経営の安定化のため、農畜産物の価格安定制度や農業共済制度などを推進する。

■ 主な取り組み

項 目	内 容
安定経営への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営所得安定対策の推進 ・ 需要に応じた計画的な米づくりの推進 ・ 麦，大豆，飼料用米等の転作作物の生産振興 ・ 農業災害補償制度の啓発，加入促進 ・ 野菜価格安定制度の推進
高品質化，差別化によるブランド化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付加価値向上による，他の農畜産物との差別化の推進 ・ 商工業者との連携 ・ 県と連携した「常陸牛」，「ローズポーク」の消費拡大 ・ 飲食店等における地場農畜産物を活用したメニューの提供店 「水戸美味」の推進（各店のメニュー，活用食材のPR） ・ GI^{※1}登録産品「水戸の柔甘ねぎ」の生産・消費拡大 ・ ごま・パパイア等のブランド化の推進

「水戸市農業基本計画（第4次）後期計画」（令和元年策定）による

※1 地域には，伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が，品質等特性に結びついている産品が多く存在しており，これらの産品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し，保護する「地理的表示（GI）保護制度」のこと。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村地域における生活環境の向上のため、老朽化した農業集落排水処理施設の機能強化を図る。

2 生活環境施設整備計画

農業用水等の水質汚濁防止に向け、老朽化した農業集落排水処理施設のライフサイクルコスト^{※1}の低減が可能となる機能強化対策を推進する。

■ 生活環境施設整備事業

施設の種類	事業内容及び位置	利用の範囲	対図番号	備考
集落排水処理施設	上国井地区（機能強化） A-1, 4	265 戸	1	農山漁村地域整備交付金
集落排水処理施設	大場森戸地区（機能強化） F-1, 3	298 戸	2	農山漁村地域整備交付金
集落排水処理施設	加倉井地区（機能強化） B-1	252 戸	3	農山漁村地域整備交付金

付図3号 生活環境施設整備計画図 別添

3 森林の整備その他林業の振興との関連

水戸市森林整備計画に基づき森林の整備と保全に努める。

※1 建築費及び維持管理に関する費用のこと。

第9 付図

別 添

- | | | |
|---|-------------------|-----------|
| 1 | 土地利用計画図 | (付図1号) |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図 | (付図2号) |
| 3 | 農用地等保全整備計画図 | (該当なし：省略) |
| 4 | 農業近代化施設整備計画図 | (該当なし：省略) |
| 5 | 農業就業者育成・確保施設整備計画図 | (該当なし：省略) |
| 6 | 生活環境施設整備計画図 | (付図3号) |